

## 令和9年4月採用 市消防職員募集

☎ 消防本部総務課 ☎ 74-1479

## ■ 募集概要 ▶ 採用予定数…計2人程度

職種	受験資格(年齢)
消防職 (上級消防職)	平成13年4月2日以降に生まれた方で、以下のいずれかに該当する方 ①学校教育法による大学(短期大学を除く)を卒業した方、または令和9年3月31日までに卒業見込みの方 ②①に掲げる方と同等の資格があると市が認める方
消防職 (初級消防職)	平成17年4月2日以降に生まれた方で、以下のいずれかに該当する方 ①学校教育法による高等学校か高等専門学校を卒業した方、または令和9年3月31日までに卒業見込みの方 ②①に掲げる方と同等の資格があると市が認める方(高等学校卒業程度認定試験の合格者を含む)

◎年齢以外の要件(学歴・資格など)のほか、試験の詳細や最新情報は、市ホームページに記載しています。必ずご覧ください。

## ■ 試験概要

- ▶ 第1次試験 エントリーシート審査(申込時に登録)
- ▶ 第2次試験 日時…9月20日(日)9:00～※受け付け8:00～8:30  
会場…市消防本部  
試験内容…基礎能力検査(教養試験)・事務能力検査、作文試験、体力試験  
※第2次試験合格者は、第3次試験があります。

## ■ 申込・締切

- ▶ 申込 市ホームページから電子申請
- ▶ 締切 8月3日(月)24:00

市ホーム  
ページ

## 【国民健康保険・後期高齢者医療保険対象】 国保年金課からのお知らせ

☎ 国民健康保険…国保年金課 ☎ 内線1364・後期高齢者医療保険…国保年金課 ☎ 内線1368

## 「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を郵送

8月1日(土)から使用できる「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を、7月3日(金)から下旬にかけて順次、特定記録郵便で自宅に郵送します。通数が多いため、郵送まで時間がかかることがあります。

市ホーム  
ページ県後期高齢者  
医療広域連合  
ホームページ

## 国民健康保険

- マイナ保険証(保険証として利用登録したマイナンバーカード)をお持ちの方
  - ▶ 70歳未満の方(令和8年8月1日時点)  
「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)を、一度も交付されたことがない方に郵送します。以前に交付された「資格情報のお知らせ」も使用できます。すでに交付された方で再交付を希望の場合は窓口での申請が必要です。
  - ▶ 70～74歳の方(8年8月1日時点)  
8月1日からの自己負担割合が記載された「資格情報のお知らせ」を郵送します。有効期限は9年7月31日です。※有効期限までに75歳になる方は誕生日前日まで有効。
- マイナ保険証をお持ちでない方  
「資格確認書」(カードサイズ)を郵送します。
- 国民健康保険の限度額適用認定証などをお持ちの方  
8月1日から使用できる紙の限度額適用認定証の交付申請受け付けを、7月6日から開始します。マイナ保険証をお持ちの方は、医療機関で限度額の確認ができるため、原則申請不要です。

## 後期高齢者医療保険

今年度から、8月1日から令和9年7月31日までの期間は、年齢と以下の条件で送付するものが異なります。

- ▶ 85歳以上(8年8月1日時点)の被保険者  
「資格確認書」(はがきサイズ)を郵送します。
- ▶ 84歳以下(8年8月1日時点)の被保険者
  - ① マイナ保険証を普段から利用している方  
過去1年間で6回以上かつ、直近3カ月以内にマイナ保険証を利用した方に、資格情報を簡易に確認できる「資格情報のお知らせ」(A4サイズ)を郵送します。マイナ保険証での受診をお願いします。
  - ② ①以外の方  
「資格確認書」を郵送します。

マイナンバーカードの  
健康保険証利用

## 令和8年度 保険税(料)率が変わります

令和8年度から、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料に、子ども・子育て支援納付金分が加わります(下表参照)。集めた支援納付金分(子ども分)は、子育て施策の拡充に充てるもので、こどもや子育て世帯を社会全体で支えます。保険税(料)決定通知は、7月14日(火)から順次、発送します。

対象 国民健康保険被保険者、後期高齢者医療制度加入者

▶ 1年間の保険税(料) = 均等割額 + (課税(料)の対象となる所得) × 所得割率

	国民健康保険税				後期高齢者医療保険料	
	医療分★3	支援分	介護分	子ども分(新設)	医療分	子ども分(新設)
均等割額★1	1万9,300円 前年比(-1,700円)	1万円	8,000円	1,700円★4	4万9,500円 前年比(+2,000円)	1,400円
所得割率	7.25% 前年比(-0.25%)	1.20%	1.50%	0.25%	9.32% 前年比(-0.34%)	0.28%
限度額★2	67万円 前年比(+1万円)	26万円	17万円	3万円	85万円 前年比(+5万円)	2万1,000円

## ■ こども家庭庁専用ダイヤル

子ども・子育て支援金制度のお問い合わせ専用ダイヤル  
☎ 0120-303-272 (受付時間9:00～18:00※日曜日・祝日除く)  
※制度の詳細はこども家庭庁のホームページをご確認ください。

こども家庭庁  
ホームページ国民健康保険の  
保険税と納付方法後期高齢者  
医療保険料

## 主な変更点

- ★1…均等割額は、世帯の所得水準で軽減されます。8年度は軽減の基準が改正され、対象者が拡大されます。
- ★2…保険税(料)には年間上限額があり、8年度は医療分が引き上げられました。
- ★3…国民健康保険税の医療分の税率を引き下げること、子ども分の税率を、負担増とならないようにします。※限度額を超過する世帯は、負担増となる場合があります。
- ★4…子育て世帯への配慮として、高校生年代までのこどもにかかる子ども分の均等割額は全額軽減されます。軽減分は、18歳以上の国保被保険者全員で案分して負担します。均等割額1,700円のうち、100円が案分した負担額(18歳以上均等割額)です。

## 納税(入)通知書・特別徴収(年金天引き)決定通知の発送

発送日 7月14日(火)

対象 国民健康保険税納税義務者、後期高齢者医療制度加入者